

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十一号

改正 平成三十一年 三月十八日瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成三十年三月二十二日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第百十条第二項に規定する瀬戸内海

（２）「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業

イ 法第六条第三項に規定する定置漁業

ロ 法第六条第五項に規定する共同漁業

ハ 法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ 法第五十二条第一項に規定する指定漁業

ホ 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業又は同条第三項第二号若しくは第三号に掲げる漁業

ヘ 法第六十六条第二項に規定する漁業

ト 法第六十五条第一項の規定により府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業

（イ）小型定置漁業

（ロ）小型定置網漁業

（ハ）つば網漁業

2 操業の禁止

平成三十年七月一日から平成三十二年六月三十日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3及び4の規定による瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

（１）この指示の有効期間の開始の日の前日（平成三十年四月三十日）にお

いて、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十八号の3の(1)及び4の(4)の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者(以下「旧承認者」という。)で、次に掲げるイ及びロの条件を満たす者は、平成三十年七月一日から平成三十二年六月三十日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、平成三十年五月十八日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 平成二十五年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の所属漁業協同組合の代表理事組合長等が特に認める者で、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長が、当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長が、国が発出した「くろまぐろ小型魚の漁獲に係る操業自粛の要請について(平成三十年一月二十三日付け二十九水管第二六八七号水産庁資源管理部長通知)」に明らかに応じない漁業者ではない旨の意見書があること。

(2) 平成三十年五月十八日までに旧承認者から当該承認に係る地位を承継して、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書に、漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第十条第一項の規定による登録の謄本(以下「原簿謄本」という。)を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) (1)の規定による承認の申請は、委員会事務局に提出するものとする。

4

承認証の交付と変更の承認

(1) 委員会は、3の(1)の承認をしたときは、その承認者(2)の規定による変更の承認を受けた者を含む。以下「現承認者」という。)に別記様式第二号による承認証を交付する。(4)の規定に基づいてする承認においてもまた同様とする。

(2) 現承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、

別記様式第三号及び第三号の二による変更承認申請書に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3) (2)の規定による変更の申請が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、原簿謄本を添えなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、現承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) (4)の規定による承認の承継の申請をしようとするときは、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書に、現承認者が現に所持している承認証、別記様式第四号による廃業届及び原簿謄本を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6) 現承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第四号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会に届け出なければならない。

(7) (2)及び(4)の申請並びに(6)の届出は、委員会事務局に提出するものとする。

5 漁獲実績報告書等

(1) 3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。

(2) 3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認を受けた者で、くろまぐろの養殖用種苗を採捕した場合は、別記様式第五号の三及び様式第五号の四による採捕尾数報告書を提出しなければならない。

(3) (1)の規定にかかわらず、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第十七条第三項に定める採捕の数量が各都道府県の知事に報告され、国にも報告される場合には、(1)の規定に従って漁獲実績報告書が提出されたものとみなす。

6 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、別記様式第六

号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならぬ。

7 承認の取消し等

(1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。

(2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。

イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載(4の変更該当する場合は除く。)されていることが明らかになった場合

ロ 法第六十八条第四項で準用する法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年五月一日から平成三十二年七月三十一日までとする。

9 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

附 則 (瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十三号)

この指示は、平成三十一年三月十八日から施行する。